

# 第4部 環境行政の推進体制

## 1 環境行政組織の状況

環境政策課

本県における環境行政組織は、現在、環境生活部の7課1室及び各保健福祉事務所、保健環境センター、地方振興事務所等で構成されています。



(注) 課室名の後の ( ) 内が4桁のみのものについては、その連絡先が「022-211-0000」であることを示しています。  
原子力センターは、当面仮事務所業務を行っています。

▲図4-1-1 環境行政組織図 (平成23年10月1日現在)

#### 第4部 環境行政の推進体制

▼表4-1-1 県の保健福祉事務所（保健所）の所在地及び所管区域

（平成23年10月1日現在）

機関名	環境行政担当班	所在地	所管区域	電話番号（代表）
仙南保健福祉事務所 （仙南保健所）	環境廃棄物班	〒989-1243（大河原合同庁舎内） 柴田郡大河原字南129-1	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、丸森町	0224-53-3111
仙台保健福祉事務所 （塩釜保健所※）	環境対策班 廃棄物対策班	〒985-0841（多賀城分庁舎内） 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、 山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、 大郷町、富谷町、大衡村	022-367-7051
北部保健福祉事務所 （大崎保健所）	環境対策班 廃棄物対策班	〒989-6117（大崎合同庁舎内） 大崎市古川旭4-1-1	大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、 美里町	0229-91-0707
東部保健福祉事務所 （石巻保健所）	環境対策班 廃棄物対策班	〒986-0812 石巻市東中里1-4-32	石巻市、登米市、東松島市、女川町	0225-95-1411
気仙沼保健福祉事務所 （気仙沼保健所）	環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	気仙沼市、南三陸町	0226-22-6661

※塩釜保健所は当面の間仮事務所業務を行うこととなっています。

## 2 審議会等の状況

### (1) 環境審議会

環境政策課

宮城県環境審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条及び環境審議会条例（平成6年条例第13号）に基づき、公害対策審議会に替えて平成6年8月に設置され、本県の区域における環境の保全に係る基本的事項を調査、審議しています。

平成22年度末現在の委員は、学識経験者20人、

県議会議員2人、国の行政機関の職員3人の計25人で構成されています。

また、専門的事項を調査するため、水質専門委員8人、地盤沈下専門委員6人、地球温暖化防止対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定委員8人が委嘱されています。

▼表4-2-1 環境審議会開催状況

区分	開催年月日	審議内容
環境審議会	平成22年8月25日	・ 宮城県循環型社会形成推進計画の中間見直しについて（諮問）
	平成22年10月25日	・ 宮城県循環型社会形成推進計画の中間見直しについて（諮問）
	平成22年12月20日	・ 宮城県循環型社会形成推進計画の中間見直しについて（答申） ・ 平成23年度公共用水域水質及び地下水質測定計画の策定について（諮問） ・ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（諮問）
水質専門委員会	平成23年2月1日	・ 平成23年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について ・ 北上川水系及び名取川水系に係る水生生物保全環境基準の類型指定について
地球温暖化対策地方公共団体計画（区域施策編）策定専門委員会	平成22年6月14日	・ （仮称）宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定について
	平成22年10月20日	・ （仮称）宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の骨子案について
	平成22年12月27日	・ （仮称）宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）について
	平成23年2月3日	・ （仮称）宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）案について

### (2) 自然環境保全審議会

自然保護課

宮城県自然環境保全審議会は、自然環境保全法（昭和年法律第85号）第51条及び自然環境保全審議会条例（昭和47年条例第26号）に基づき、昭和47年10月に設置されました。審議事項は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）及び「温泉法」（昭和23年法律第125号）の規定に基づく権限に属する事項のほか、自然環境に関する重要事項を調査・審議しています。平成22年度末現在の委員の構成は、学識経験者19人、県議会議員2人、国の行政機関の職員1人、

町村の職員1人の計23人です。

また、専門的事項を調査・審議するため、専門委員10人が置かれています。

下部組織として自然環境部会と温泉部会が設置されています。自然環境部会は10名、温泉部会は10名で構成されており、会長が審議会委員及び専門委員のうちから部会に属する者を指名しています。各部会の審議事項は、自然環境保全審議会条例に基づき、その権限に属する事項について調査・審議を行っています。

▼表4-2-2 自然環境保全審議会開催状況

会議の種類	開催年月日	議 題
審 議 会	平成22年9月9日	・ 牡鹿半島二ホンジカ保護管理計画の変更について ・ 宮城県ツキノワグマ保護管理計画について ・ 県指定田代鳥獣保護区の指定について
	平成23年2月4日	・ 自然環境保全審議会会長の決定について ・ 会長による副会長の指名、各部会に属すべき委員及び専門委員の指名、各部会長及び代理者の指名
自然環境部会	平成22年9月9日	・ 牡鹿半島二ホンジカ保護管理計画に係る個体数調整に関する事項の見直しについて
	平成23年2月4日	・ 蔵王国定公園股産及び面白山・刈田岳・硯石線（歩道）事業の決定について
温 泉 部 会	平成22年6月16日	・ 掘削に関する審議 3件
	平成22年9月22日	・ 掘削に関する審議 2件
		・ 増掘に関する審議 1件
		・ 動力装置に関する審議 3件
	平成23年2月14日	・ 掘削に関する審議 1件 ・ 動力装置に関する審議 4件

(3) 自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会 環境政策課

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会は、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例（平成14年条例第41号）第17条に基づき、平成15年12月25日に設置され、同条例第9条に定める本県における自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画及びその他重要事項を調査審議しています。平成22年度末現在の委員は、学識経験者等17人、行政機関の職員2人及び一般公募委員1人の計20人で構成されています。

▼表4-2-3 自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会開催状況

開催年月日	審 議 内 容
平成23年1月28日	・ 基本計画の中間見直しの必要性及び今後の進め方について

(4) グリーン購入促進委員会 資源循環推進課

グリーン購入促進委員会は、グリーン購入促進条例（平成18年条例第22号）第20条の規定により、平成18年6月12日に設置され、グリーン購入の促進に関する重要事項を調査、審議しています。

▼表4-2-4 グリーン購入促進委員会開催状況

開催年月日	審 議 内 容
平成23年2月2日	・ グリーン購入促進条例の施行状況と今後の方向性について

▼表4-2-6 環境影響評価技術審査会開催状況

区 分	開催年月日	審 議 内 容
環境影響評価技術審査会	平成22年8月26日	・ 新仙台火力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書について（諮問）
	平成22年12月24日	・ 新仙台火力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書について（答申）
環境影響評価マニュアル検討部会	平成22年10月29日	・ 環境影響評価マニュアル（人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野）の改訂について

(5) 公害審査会 環境対策課

宮城県公害審査会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第13条及び公害紛争処理条例（昭和46年条例第14号）第2条に基づき、昭和46年4月に設置され、公害（典型7公害）に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

平成22年度末現在の委員は、弁護士、学識経験者等の12人で構成されています。

平成22年度は、平成22年4月1日付けの委員任命替えに伴い会議を1回開催しました。

▼表4-2-5 公害審査会の開催状況

開催年月日	審 議 内 容
平成22年5月13日	・ 会長の選出について ・ 会長職務代理者の指名について ・ 前回公害審査会議事録の承認について ・ 公害審査会運営規程の一部改正(案)について ・ その他

(6) 環境影響評価技術審査会 環境対策課

宮城県環境影響評価技術審査会は、環境影響評価条例（平成10年条例第9号）第47条に基づき、平成11年1月に設置され、環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議しています。

平成22年度末現在の委員は、学識経験者12人で構成されています。

さらに、会長が技術審査会の委員から4人を指名し、技術審査会に環境影響評価マニュアル検討部会を設置し、環境影響評価技術指針の解説書である「環境影響評価マニュアル」の改訂について調査審議しました。